

亀山市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年3月4日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21851
- 3 路線名 和田2号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
和田町字土地元830番1地内から和田町字土地元837番1地内まで	旧	143.60	最小	1.90
			最大	3.80
	新	143.60	最小	3.00
			最大	9.98

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21608
- 3 路線名 栄町19号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
栄町字柴戸1407番1地内から川合町字柴野1252番42地内まで	旧	26.20	最小	4.50
			最大	4.60
	新	26.20	最小	6.00
			最大	10.00

第 3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 7 6 9
- 3 路線名 北鹿島高塚線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
北鹿島町 4 0 7 番 2 2 地内から北鹿島町 4 0 7 番 2 2 地内まで	旧	9 . 9 7	最小	5 . 3 0
			最大	5 . 8 0
	新	9 . 9 7	最小	6 . 0 0
			最大	6 . 0 0